

令和8年7月13日（月）午後1時54分

令和8年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第2回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和8年第2回理事会議事録

開催日時 令和8年7月13日（月曜日） 午後1時54分開会

開催場所 滋賀国保会館4階 大会議室

出席役員数（14人）

理事長	橋川 渉	草津市長（代）
副理事長	有村 国知	愛荘町長
副理事長	望月 敬之	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	徳永 久志	近江八幡市長（書）
	小椋 正清	東近江市長（代）
	松浦 加代子	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長
	角田 航也	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	重永 博	医師国保組合理事長
監事	竹村 健	栗東市長
	西田 秀治	竜王町長（代）

○開 会

午後 1 時 5 4 分開会

◇林局長 それでは少し時間早いのですが、皆さんお揃いでございますので、ただいまより国保連合会の理事会を開会いたします。

本日につきましては、理事長が欠席のため、本会規約第 2 2 条第 2 項により副理事長が職務を代行することとなっておりますので、有村副理事長に理事長の職務をお願いいたします。

それでは開催に当たりまして、有村副理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇有村副理事長 皆様こんにちは。お疲れさまでございます。ただいま、林局長からお話がございましたとおり、本日、私が副理事長ということで、これから進めさせていただくというところでございます。

本日、国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

平素は、国保事業の運営につきまして、ご尽力いただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、国保制度については、団塊の世代の方が全て後期高齢者となり、また、被用者保険の適用拡大もあいまって、被保険者の減少や、小規模保険者の増加など、その事業運営については多くの課題に直面しています。

滋賀県の国保においても、令和 7 年度の状況は、被保険者数が対前年度比で 3.9 % 減少するとともに、医療費は約 1,016 億円と対前年度比 0.6 % の減少となっています。

こうした状況の中、国保連合会においては、診療報酬の審査支払業務をはじめ、共同事業や保健事業など、保険者の事務の効率化に寄与できるようにしっかりと役割を果たすとともに、医療・介護 DX の推進に取り組んでまいります。

本日は、規則改正、令和 7 年度事業報告および決算、令和 8 年度補正予算など、重要な議案をご審議いただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇林局長 ありがとうございました。

次に本日の出席状況ですが、委任出席を含め全員の出席でございますので、本日の理事

会が成立することを報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、本会規約第 33 条第 1 項によりまして、理事会の議長は理事長が当たることとなっておりますので、有村副理事長にお願いいたします。

◇有村副理事長 それでは、私が理事会の議長をさせていただきます。

まず、規約第 35 条第 4 項および規約第 36 条第 2 項により本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、国保連合会規約第 36 条にかかる理事会の議事録署名者を指名させていただきます。甲賀市長の岩永裕貴理事様、豊郷町長の伊藤定勉理事様、お二人にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に移らせていただきます。

議案第 17 号、滋賀県国民健康保険団体連合会役員報酬および費用弁償規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第 22 号、滋賀県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定についてまで、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇堀井課長 それでは、規則、規程の改正案についてご説明をさせていただきます。

議案につきましては、理事会議案書、薄いほうの冊子の議案第 17 号 1 ページから議案第 22 号の 25 ページまでとなりますが、本日別資料の資料 1 をご用意させていただいておりますので、そちらのご用意をお願いいたします。

まず、議案第 17 号の役員報酬および費用弁償規則、議案第 18 号の職員旅費規則の改正でございます。改正内容につきましては、国家公務員等の旅費支給規程の改正によりまして、令和 8 年 4 月から宿泊費の基準額が変更されたことに伴うものでございます。別表の改正になります。併せて職員旅費規則につきましては、近隣への移動等、旅費の支給を受けないことが見込まれる場合等の旅行命令につきましては、滋賀県の条例、規則に準じた改正を行うものでございます。

次に、議案第 19 号の職員服務規則の改正でございます。内容につきましては、ハラスメント対策強化のため、ハラスメント禁止に関する条項を追加するものでございます。これまでハラスメントにつきましては、「職員のハラスメント防止等に関する要綱」を定めて対応をしておりましたが、昨今のハラスメント対策の強化の動きから、服務規則の条項に追加するものでございます。

次に、裏面に参りまして、議案第20号が診療報酬審査支払規則の改正となります。改正内容についてですが、請求命令の改正で、フレキシブルディスク、いわゆるフロッピーディスクでございますが、その記載が削除されたことに伴う改正と、併せまして厚生労働省通知の審査支払規則例に合わせて、様式の名称等を変更する改正を行います。

続きまして、議案第21号が障害者総合支援法関係業務等市町共同電算処理業務規則でございます。障害の法律施行令の改正によりまして、条番号の繰下げが生じたことから、規則にございます様式に記載された条番号の変更を行うものでございます。

最後、議案第22号が特定個人情報等取扱規程の改正となります。予防接種法関係業務で使用するシステムにて特定個人情報を取り扱うということになりますので、規程に定めております「個人番号を取り扱う事務の範囲等」に追加する改正ということでございます。

規則、規程の改正に係る説明については以上となります。

◇有村副理事長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決に入ります。

議案第17号から議案第22号までを原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、議案第17号から議案第22号まで原案どおり決することといたします。

次に、議案第23号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇林局長 それでは議案第23号について説明をいたします。

理事会の議案書26ページでございます。こちらをご覧くださいと存じます。議案の第23号でございます。滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を令和8年7月30日木曜日、午後2時から開催をお願い申し上げるものでございます。場所につきましては、本会4階大会議室で開催を予定しております。ちょうどこの場所でございます。

以上でございます。

◇有村副理事長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案第23号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、総会は原案どおり7月30日木曜日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第24号、通常総会附議事項の審議に入ります。

通常総会の議案は、第26号から第41号までです。

議案第26号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についてから、議案第34号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

各議案について事務局の説明を求めます。

◇瀧川次長 それでは、総会議案第26号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告についてご説明をさせていただきます。通常総会の附議事項、分厚いほうの冊子になります。こちらの1ページから69ページまでが事業報告になります。本日の資料につきましては、別添資料2におきましてご説明をさせていただきます。資料2のご用意をお願いいたします。

資料2の1ページになります。こちらにつきましては、事業報告の概要でございます。令和7年度本会事業の重点目標のうちの6つの事業につきまして、ポイントを絞り概要といたしましたので、2ページ以降でそのご報告をさせていただきます。

2ページをご覧ください。「1.診療報酬の審査支払」についてでございます。

(1) 本会の基幹業務の審査支払業務ですけれども、毎月、審査委員会を開催いたしまして、審査基準の統一等の推進および適正かつ迅速な審査支払と審査の充実に努めたところでございます。

(2) 主な取組といたしましては、コンピューターチェックの拡充、研修会の開催をいたしました。

(3) 審査支払状況につきましては、国保、後期合わせまして、年間約1,040万件の審査を行いました。

その結果でございます。

(4) の査定率、いわゆる減点ですけれども、こちらにつきましては、約11億3,400万円で対前年度比33.3%と大きく増加をしております。右のグラフは査定率の推

移でございます。査定率につきましては、医療機関からの請求に対する査定額の割合を示したものでございます。グラフは本会、滋賀の支払基金、参考といたしまして全国の国保連合会と全国の支払基金の推移を可視化したものでございます。グラフの下表にありますように、令和7年度の査定率でございますが、0.465%でございます。支払基金の査定率との格差を縮小することができました。本会といたしましては、滋賀の支払基金との査定率の格差解消の取組が重要と考えております。

続いて3ページをお願いいたします。「2. 柔道整復施術療養費の審査支払」の状況です。

(1) 審査の状況です。左側が件数、右側が金額の推移となります。近年の状況は、件数、金額ともに横ばいからやや減少傾向で推移をしております。

(2) が審査委員会の開催でございます。協会けんぽと共催で毎月開催をしております。

(3) の面接確認委員会でございますが、こちらにつきましては、請求内容が不適正である、また不正の疑いのある請求が多い施術所について面談を行っております。7年度は5施術所を対象に実施をしたところでございます。

(4) は患者調査の実施に係ります支援でございます。適正化事業といたしまして、長期・頻回施術の受診情報の提供、また患者調査票の作成、またその調査後の効果測定の実施を行ったところでございます。

(5) その他ですが、こちらにつきましては、柔整申請書のオンライン請求の導入につきまして、厚生労働省に対して早期実現の要望を行ったところでございます。

一番下のグラフでございます。令和5年度の状況にはなりますが、国保の1人当たりの柔整の状況でございます。滋賀県につきましては2,400円で、全国平均よりも低く、また近畿圏内で最も低い水準となっております。ちなみに、このグラフの大阪でございますけれども、最も高くなっております。これは大阪の連合会によりまして、施術所数が全国で最も多いということで、受診しやすい環境にあるためではないかということでございました。

続いて4ページをお願いいたします。「3. 保険者レセプト点検共同事業」についてでございます。一番上の囲みの3行目になりますが、レセプト点検共同事業につきましては、二次点検といたしまして、複数のレセプト等の突き合わせをいたしまして、医科と調剤、また介護保険、特定健診との情報との突合点検を行っております。点検の充実のため

に、研修会の開催、また保険者訪問を行いました。

④のところの実施状況でございますが、査定金額としましては1億400万円、返戻金額、こちらについてはレセプトで一旦お返しをさせていただいている、その総合計でございますが、4億5,400万円となっております。そして左下のグラフでございますけれども、査定額と被保険者1人当たりの推移を示したものでございます。

続いて5ページをお願いいたします。「4. 第三者行為（交通事故等）損害賠償求償事務共同事業」についてでございます。一番上の囲みの下から2行目になりますけれども、本会の共同事業といたしましては、国保、後期、福祉医療費、また介護保険の第三者行為求償事務を行ってございます。事業推進のために、②から④にございますように、研修会、保険者訪問、また損保会社への訪問を行ったところでございます。

右下の⑤の実施状況ですけれども、収納額が2億5,690万円、伸び率が21.64%ということでございます。左下のグラフですけれども、収納額の推移となります。棒線が本会の収納額でございます。

続いて6ページでございます。「5. 国保・後期ヘルスサポート事業」についてでございます。保険者の保健事業について、公衆衛生学、また糖尿病などの専門家からの助言を受けまして、効率的・効果的な展開ができるよう支援を行ったところでございます。

（1）の保健事業支援・評価委員会につきましては、滋賀医科大学の公衆衛生学部門の教授の三浦先生に委員長をお務めいただいております。PDCAサイクルに沿った立案・実施・評価についてご助言をいただきました。

（2）の個別サポート事業ですけれども、その評価委員会の先生方からのご助言を踏まえまして、本会保健師が各市町へ訪問をいたしまして、保健事業の実施方法、また補助金申請、実績報告などの市町の事業が円滑に実施できるように支援を行いました。

（3）その他でございます。研修会などの開催、KDBシステムの活用等のための支援も実施いたしました。

これらの取組に係ります効果・評価についてですが、右の（4）になります。滋賀県内の市町、全ての市町から評価委員会については支援が適正であったこと、また事業改善に活用しているなどのお声をいただいたところでございます。また、②の支援による評価といたしましては、エビデンスに基づく事業や評価の実施ができているなどのご意見をいただいたところでございます。

最後、7ページになります。「6. 障害者総合支援給付等事業」についてございま

す。こちらにつきましては、近年、障害者福祉サービス費の伸びが大きいということで、この概要の項目に追加をさせていただきました。

(1) は7年度の障害者総合支援給付費の滋賀県の状況でございます。左側の一番下から2つ目の段になりますが、③の審査支払状況でございます。こちらにつきましては、件数は42万件、給付額は502億円で、対前年度比108.9%と大きな伸びとなっております。この要因といたしましては、①の受給者数、また、②の事業所数の増加、さらには右の方にまいりまして、このグラフにございますように、1人当たりの費用額が年々増加傾向となっているということでございまして、これらがあいまって給付費の大きな伸びとなっていると考えているところでございます。こうした状況ですけれども、右下のグラフにございますように、全国の状況とほぼ同様の状況となっております。

以上、総会議案第26号に係ります事業報告の説明とさせていただきます。

◇堀井課長 続きまして、令和7年度の決算についてご説明をさせていただきます。

总会附議事項、分厚いほうの冊子では、議案第27号70ページから議案第34号の200ページとなります。理事会資料といたしましては、本日資料3-1から3-3までをご用意させていただいておりますが、ご説明は資料3-1、3-2のほうでさせていただきます。

資料3-1のご用意をお願いいたします。令和7年度、滋賀県国保連合会各会計決算状況の概要でございます。1ですが、国保連合会の会計は、一般会計と7つの特別会計の8会計で構成をしています。勘定の性格で大別いたしますと、①と②の2種類になります。①は、保険者さんから納入いただきます手数料や負担金を財源として、審査支払業務等の事務を執行する会計、6勘定でございます。②が、主に医療費や介護給付費等の保険者負担分を医療機関や介護事業所等に受払いする会計、14勘定となり、合計で20勘定でございます。その20勘定を一表にまとめましたのが資料3-2のA3判の決算総括表になります。そちらで説明させていただきます。

全勘定の総額でございますが、下から3行目の合計になります。収入済額は、歳入合計が4,695億775万2,130円、支出済額が4,692億1,691万929円で、対前年度比103.24%、歳入歳出差引額2億9,084万1,201円でございます。

なお、表中括弧書きについては、前年度の決算額となります。

次に、全勘定のうち、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として、事務執行を伴う会計、一般会計を含む6つの勘定については、表中の網かけの部分となり

ます。その合計につきましては、下から２行目の網かけの部分となります。収入済額３５億８,０９９万５,７７５円、対前年度比９０.７４％、支出済額が３３億７,４７０万６１６円、対前年度比９０.０１％で、歳入歳出差引額２億６２９万５,１５９円でございます。本会が取り扱う会計全体の約０.８％が、一般会計、審査支払等の事務を執行している会計となります。残り９９％強が診療報酬、介護給付費等の受払いの会計となります。

網かけをしている会計の歳出に係る主な増減要因については、資料の各勘定の右側の説明欄に記載をさせていただいておりますが、令和７年度の一般会計を除く各業務勘定は、令和６年度に比べまして、歳入、歳出とも対前年度比が低くなっております。こちらにつきましては、積立金の関係となりますが、令和６年度までは洗い替え方式といいまして、前年度の積立金を一旦全額取り崩して、当該年度に必要な額を積み立てる方式で会計処理を行っておりましたが、令和６年度の税制改正によりまして、令和７年度から積立金の全額を取り崩すということが不要になりました。このことによりまして、昨年度に比べますと、会計の規模は小さくなっております。この積立金による影響のほか、一般会計では、一般会計で管理している介護保険の積立金を取崩し、介護保険会計への繰出しをしたことにより歳入、歳出が増となっていることや、障害者総合支援法関係業務等特別会計では、令和６年度に機器更改を行っておりまして、令和７年度の支出の対前年度比が低くなっております。この６勘定の概要につきましては、２ページ以降に記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

次に、網かけをしていない部分の医療費等の受払いをする各種支払勘定についてでございます。各種の支払勘定の合計でございますが、１ページの一番下の行になります。収入済額４,６５９億２,６７５万６,３５５円、支出済額が４,６５８億４,２２１万３１３円で、対前年度比１０３.３５％でございます。その内訳となる主な勘定についてですが、網かけをしていない一番上の行の診療報酬審査支払特別会計の国保支払勘定については、支出済額は９２１億４,６４２万８,１２０円で、対前年度比９９.５５％と昨年度を下回っております。被保険者数が減少傾向にあることから、医療費も比例して減少傾向にございます。

少し下がっていただきまして、左側の議案第３０号の介護保険特別会計の介護給付費等支払勘定でございます。受給者数の増加に伴いまして、支出済額は１,１９５億３,５９９万３,７４８円で、対前年度比が１０２.７８％となっております。

さらに３行下がっていただきまして、障害介護給付費支払勘定でございます。支出済額

は425億718万4,347円で、対前年度比108.82%。その下の障害児給付費支払勘定は、支出済額が95億8,408万762円で、対前年度比が108.21%と、それぞれ増加しておりまして、先ほど事業報告でご説明させていただきましたとおり、受給者数や事業所数の増加によるものと考えております。

さらに3行下がっていただきまして、後期高齢者医療支払勘定でございます。支出済額1,930億8,668万4,468円で、対前年度比が104.43%でございます。被保険者数の増加に伴い、医療費は増加傾向となっております。

4行下がっていただきまして、合計行の上、後期の健診等支払勘定でございますが、対前年度比111.61%となっておりますが、これにつきましては、健診受診者数の増加と健診単価の引上げによる影響でございます。

決算についての説明は以上となります。

◇有村副理事長 ありがとうございます。

ご審議をいただきます前に、去る7月6日に監査を受けておりますので、栗東市の竹村監事様より監査報告をお伺いいたします。

◇竹村監事 失礼いたします。通常総会附議事項の201ページをご覧ください。

去る7月6日、国保連合会におきまして、竜王町の西田町長と私、栗東市の竹村が令和7年度決算監査を実施いたしましたので、その結果についてご報告をさせていただくものです。

令和7年度におけます業務の概要を聴取し、会計を監査しましたところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿および証憑書類も整理良好と認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇有村副理事長 ありがとうございました。

なお、独立監査人による監査を受けておりますので監査室よりご報告させていただきます。

◇岡田監査室長 それでは、ご報告をさせていただきます。

ただいまの監査結果報告書の次のページ、202ページをご覧ください。独立監査人による監査報告書でございます。

令和7年度の決算書類につきましては、監査法人によります監査を受けました結果、報告書の最初の段落、監査意見のところの3行目でございますけれども、決算書類が全ての

重要な点において、滋賀県国保連合会会計規則に準拠して作成されているものと認めるとのご意見をいただいております。

以上でございます。

◇有村副理事長 それでは、事務局より説明がございました事業報告および各会計決算についての質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ご質問、ご意見等ないようでございますので採決に入ります。

議案第26号から議案第34号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、議案第26号から議案第34号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、議案第35号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一次補正予算についてから、議案第41号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一次補正予算についてにつきましては、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇堀井課長 それでは、令和8年度の補正予算についてご説明をさせていただきます。

総会附議事項のほうでは、議案第35号の204ページから議案第41号の255ページまでとなります。資料につきましては、資料4-1と資料4-2をご準備させていただいております。説明は、資料4-1でさせていただきます。ご準備をお願いいたします。

1ページでございます。主な補正項目については、丸の4点でございます。枠囲みの1つ目の丸については、令和7年度決算に伴う各会計の繰越金に関する補正となります。決算で繰越金が確定いたしますので、令和8年度歳入の繰越金と歳出については、主に予備費を補正するものでございます。

2つ目の丸については、機器調達経費に関する補正で、こちらについては一般会計でございますが、KDB補完システムのサーバー機器等で当初予算の不足が見込まれるため、必要額を補正するものでございます。

3つ目の丸が、一般会計財政調整資金積立金の取崩しおよび特別会計への繰出しに関する補正になります。こちらにつきましては、下の議案第35号の一般会計に記載されております3つ目の点のところをご覧ください。平成26年度の厚生労働省通知を受けまして、

本会積立金規程の制定、改正を行いまして、各特別会計の財政調整資金積立金の上限を設定しております。当時、この上限を超えた分につきましては、一般会計財政調整資金積立金として管理するとされておりましたので、これまで管理をしておりましたが、令和6年度の税制改正によりまして、令和8年度を目途に各特別会計に戻すということが示されました。このことに伴う補正となります。

具体的には、通常総会附議事項、分厚い冊子の最後のページをご覧ください。真ん中辺りに、その他固定資産の長期預金、広い枠のところでございますが、長期預金として記載をしているもので、そこから右にいつていただきまして、診療報酬審査支払特別会計から特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの分となります。この分を税制改正によりまして、全額を取り崩しまして、各会計の業務勘定に繰り入れるという補正を行います。

なお、この繰り入れた分につきましては、今後、決算の状況を見ながらにはなりますが、財政調整基金積立資産に積み立てまして、当初の目的のとおり、手数料単価の維持等に活用してまいりたいと考えております。

資料4の1に戻っていただきまして、1ページ、枠囲みの4つ目の丸でございますが、支払勘定に関する補正でございます。こちらについては、当初予算に見込めておりませんでした介護公費、障害介護給付費について補正を行うものでございます。

囲みの中でございますが、議案第35号、一般会計から、4ページの議案第41号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の補正予算につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料4-2において、補正に関する内訳等を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

補正予算についての説明は以上でございます。

◇有村副理事長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決に入ります。

議案第35号から議案第41号まで原案どおり通常総会に附議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、議案第35号から議案第41号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

引き続き、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告についてから、報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録についてまでを一括して、事務局の説明を求めます。

◇堀井課長 それでは、専決処分報告をさせていただきます。

通常総会附議事項の後ろのほうに水色の合紙が入っております。257ページからとなります。

報告第2号、専決処分報告は4項目となります。1つ目は事務局規則の改正で、主には事務分掌に予防接種法関係業務を追加する改正でございます。2つ目、3つ目につきましては、令和7年度決算見込みに伴います積立金の増額補正となります。4つ目につきましては、後期分の公費負担医療費の支払額が増加したことによる増額の補正となります。いずれも理事長専決とさせていただきました。

以上が報告第2号でございます。

次に、報告第3号の財産目録でございますが、附議事項の277ページから278ページとなります。一番最後から1枚戻っていただいたページでございます。こちらに財産目録を掲載しております。こちらをもちまして、財産報告とさせていただきます。

◇有村副理事長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようでございますので、これで報告事項を終わります。

それでは、次に説明事項がありますので事務局からの説明を求めます。

◇林局長 それでは、国保総合システムに係る決議について、少しご説明をさせていただきます。

資料5をご覧くださいと存じます。1枚物のA4です。国保総合システムに係る令和9年度国庫補助要求の決議でございます。国保総合システムにつきましては、その最適化、それからA Iの活用も含めた改修費用や保守・運用経費について、保険者、被保険者に追加的負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう要望をするものとして、6月30日の国保中央会の定期総会において決議されたものでございます。

国保中央会においては、この決議をもって、7月24日に中央会の会長の大西高松市長をはじめとする役員が、厚生労働省、財務省および関係機関へ陳情を行う予定となっております。また本会からは、有村副理事長にご出席をいただき、本会の要望を直接お伝えいただく予定でございます。さらに11月にも、国保制度改善強化全国大会が開催される

ため、中央会と連携して要望、活動に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、昨年度については、同様に決議を踏まえた陳情、要望活動等を行いまして、国庫補助については、20億円が7年度予算として前倒して国保中央会で措置をされているところでございます。

私からは以上でございます。

◇有村副理事長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようでございますので、これで説明事項を終わります。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。

午後2時36分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和8年 9 月 16 日

議 長

愛荘町長

有村 国知

議事録署名者

甲賀市長

岩永 裕真

豊郷町長

河勝 定勉